

## 博多港国際ターミナル利用規約

博多港国際ターミナル（以下、「ターミナル」という。）を利用する方（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければなりません。

1. 他の利用者に迷惑をかけること。
2. みだりに危険物または動物を持ち込まないこと。
3. 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、または火気を使用しないこと。
4. 許可なくして物品を販売し、または展示しないこと。
5. ターミナルの中を不潔にしないこと。
6. 許可なくして広告を掲出し、または張り紙をしないこと。
7. 許可なくして壁や柱等に釘打ち等をしないこと。
8. 施設や設備等の利用を終えたときは、これを原状に復し、または所定の場所へ返還すること。
9. 所定の場所以外に出入りしないこと。
10. 上記に掲げるものの他、管理上の必要から係員が行う指示または指導に従うこと。
11. 施設の利用人員は、その施設の所定人員を超えないこと。
12. 火災や盗難、人身事故その他の事故防止に努めること。
13. 許可を受けた施設の入場者に前項各号に規定する事項を守らせること。

ターミナルの指定管理者は、各号に規定する事項を守らない利用者や入場者に対し、許可を受けた施設への入場を拒絶し、または退場を命じる場合がありますのでご承知ください。

博多港国際ターミナル 指定管理者